

鳥取市総合企画委員会条例

(設置)

第 1 条 鳥取市の市政に関し、各般にわたる施策の総合的見地から、市勢の向上発展及び市政運営の適正化を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鳥取市総合企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の職務を行う。

- (1) 市政運営に関する諸計画を研究立案すること。
 - (2) 都市計画及び産業の総合的開発並びに文化、観光その他市民の福利的向上発展に関する諸企画を研究立案すること。
 - (3) 前 2 号の職務を行うため、必要な調査研究を行い、これに基づく意見を述べて助言を行うこと。
- 2 委員会は、前項の規定に基づく諸計画又は諸企画の実施状況について調査を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員の互選により選出した委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に特に専門の事項を調査研究させるため、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、委員会の推薦に基づいて、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その任務終了とともに終わる。

(会議)

第 6 条 委員会は、市長の要求により、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第 7 条 委員長は、委員会が所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、参考資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを提出しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。